

島根県地域医療支援会議医師研修部会の開催状況について

1 開催時期

令和3年5月

2 開催方法

書面審議

3 審議内容

臨床研修病院（協力型臨床研修病院）の新規指定について

（1）根拠規定

臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、臨床病院指定申請書を都道府県知事に提出しなければならないこととなっている。

また、都道府県知事が臨床研修病院を指定する場合は、医師法第16条の2第6項及び第7項の規定に基づき、地域医療対策協議会（島根県地域医療支援会議）の意見を聴いたうえで、その意見を反映するよう努めなければならないとされている。

（2）申請内容

①医療機関名

医療法人沖繩徳洲会出雲徳洲会病院

②協力型臨床研修病院の指定を受けようとする理由

基幹型病院である島根大学医学部附属病院より医療法人沖繩徳洲会出雲徳洲会病院を協力型臨床研修病院として追加することで、自院の臨床研修プログラムの内容をより充実したものにするため、臨床研修病院指定申請があったもの。

（3）事務審査

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令等に基づき、島根県医療政策課において事務審査をしたところ、医療法人沖繩徳洲会出雲徳洲会病院は指定基準を満たしており、臨床研修病院（協力型臨床研修病院）として指定することに支障は認められなかった。

4 部会での審議結果

委員（18名）へ意見照会したところ、特に意見はなかった。

5 指定の可否

医療法人沖繩徳洲会出雲徳洲会病院を臨床研修病院（協力型臨床研修病院）として指定する。

【関係法令等】

<抜粋：医政発第 0612004 号平成 15 年 6 月 12 日（令和 2 年 3 月 31 日一部改正、令和 3 年 3 月 31 日一部改正）厚生労働省医政局長通知>

(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請

ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の 10 月 31 日までに、当該病院に関する指定申請書（様式 1）を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を經由して基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこと。

<抜粋：医師法（昭和 23 年法律第 201 号）>

第 16 条の 2

- 1 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。